

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月11日 12時00分ごろ
発生場所	宮崎県細島港 細島港南沖防波堤北灯台から真方位212°200m付近 (概位 北緯32°26.8′ 東経131°41.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{うみかぜ} 海風は、漂流中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年3月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 海風、5トン未満（長さ6.79m）
船舶番号、船舶所有者等	292-30193宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体が折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、船首からパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入し、細島港南沖防波堤付近で漂流して釣りを行っていた。 本船は、細島港南沖防波堤に接近したので、船長が同防波堤から離す目的で主機を始動して前進としたところ、シーアンカーのロープが推進器に絡まって航行できなくなり、圧流されて同防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、漂流中、細島港南沖防波堤に接近したので、船長が、同防波堤から離れる目的で主機を始動して前進としたところ、船首から投入していたシーアンカーのロープが推進器に絡まったことから、航行できなくなり、圧流されて同防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、細島港南沖防波堤に接近したので、船長が同防波堤から離れる目的で主機を始動して前進としたところ、船首から投入していたシーアンカーのロープが推進器に絡まったため、航行できなくなり、圧流されて同防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・シーアンカーを揚収してから航行を開始すること。